

能代市大館能代空港利用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の大館能代空港（以下「空港」という。）の利用促進を図るため、空港発着の航空機を利用したものに対し、市が航空運賃の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付対象者は、搭乗する日において次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市内に所在する事業所
- (3) 本市内に扶養者を有する学生
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の表に定める額とする。

運賃区分	大人	小児
助成金額（片道）	3,000円	1,500円

(助成金の申請及び交付)

第4条 助成金の交付を受けようとするもの（搭乗者、搭乗者の同居親族である代理人又は未成年者の場合は保護者）は、大館能代空港利用促進助成金交付申請書（別記様式）に必要事項を記入し、第2条に該当するものであることを証明する書類を添付して、搭乗した日（往復の場合は復路）から起算して30日以内に市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第5条 市長は、助成金の交付を受けたものが、偽りその他不正行為により助成金を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年2月1日から施行する。

(助成金の額に関する経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後に搭乗したものについて適用し、この告示の施行の前日に搭乗したものについては、なお従前の例による。